

令和6年度（2024年度）八王子市地域密着型特別養護老人ホーム
運営費補助金交付要綱

令和6年（2024年）4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市内（以下「市内」という。）に設置される地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型指定介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地域密着型特養」という。））について、運営費の一部を予算の範囲内で補助することにより、施設の安定した運営を図り、利用者サービスの維持・向上を目的とし、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に規定するもののほか必要な事項を定める。

（交付対象）

第2条 この補助金の交付対象者は、地域密着型特養を市内に設置し、適正な運営を行っている社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下「法人」という。）とする。

（交付の対象施設）

第3条 この補助金の交付の対象となる施設は、当該年度の1月1日までに法人が設置する地域密着型特養であって、市内に所在する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する交付対象施設についてはこの補助金の一部又は全部を交付しないこととする。

- （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した施設
- （2）老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人が設置する施設
- （3）老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき八王子市長（以下「市長」という。）が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがない施設
- （4）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置する施設

（交付対象経費及び補助金額）

第4条 この補助金の対象となる経費は、交付対象施設の運営費とし、補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに補助金交付申請書（第1号様式）及び地域密着型特別養護老人ホームの基準適合（実施）状況（第5号様式）を作成し、市長に提出するものとする。ただし、提出期限以降に開設する施設にあっては、開設後速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第6条 申請者は、交付の決定後の事情変更等により、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書（第2号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び交付条件)

第7条 市長は、第5条の補助金交付申請書又は第6条の補助金変更交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第4条の規定するところにより補助金の交付額を決定し、令和6年度（2024年度）八王子市地域密着型特別養護老人ホーム運営費補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該補助金の交付を申請者に通知する。

2 この補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して、別記の「補助金交付の条件」を付して交付する。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了（中止等を含む。）したとき又は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める日までに実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度（2024年度）八王子市地域密着型特別養護老人ホーム運営費補助金交付額確定通知書（第3号様式の2）により法人に通知する。

(是正のための措置)

第10条 市長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、第9条の規定による補助金交付額確定通知書を受けたときは、所定の期日までに請求書(第8号様式)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第12条 市長は、法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消し、または既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部もしくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第9条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財務情報等の公表)

第13条 法人は、施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を、財務情報等の公表様式(第6号様式)により令和7年(2025年)3月31日までに作成し、施設内に掲示するとともに、利用者へ配布する等により、その内容を周知しなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいるとき。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3 市長は、補助事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ補助事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができるものとする。

5 前項の確認は、表明・確約書(第7号様式)により行うものとし、市長は補助事業者に補助金の申請時あるいは必要に応じて提出させることができるものとする。

(特別基準)

第15条 特別の事情により、第4条から第6条までに定める算定基準、交付の手續等によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の交付額は、次の表に定める基準額により算定された額の合計（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（単位：千円）

区 分		補助金額
利用者サービスの維持・向上のための経営支援	1 基本分	ア 体制整備 イ 健康管理及び日常生活の維持 ウ 地域福祉貢献 エ 退所時支援 オ 介護職員処遇改善 カ 業務継続計画策定 キ 高齢者虐待防止措置 700
	2 評価加算	(1) 医療対応強化支援加算 (付表1-1)
		(2) 努力・実績加算 (付表1-2)
3 サービス評価・改善計画加算	付表2に掲げる額	

注1) 1基本分のアからキまでは、全ての事項を実施するものとする。

（参考）利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備への取組例

別表の「利用者サービスの維持・向上のための経営支援」の「1基本分」については、以下のアからキまでの全ての項目について、次の「趣旨」に適った取組を実施すること。

項目	取組事項等
ア 体制整備	「趣旨」 経営力を強化し、利用者には選ばれる良質なサービス提供が行える体制を構築する。
	（具体策1）【例】

	<p>各理事の経営参加意識を高め、「経営執行機能」としての理事会の強化を図るための体制をつくる。</p> <p>(具体策2)</p> <p>内外経営環境の把握・分析等を実施する経営企画室(仮称)を立ち上げ、社会福祉法の基本理念に基づいた経営基盤の強化を図る。</p> <p>(具体策3)</p> <p>施設サービス計画を作成・変更するに当たって、各種サービス提供者が分かりやすい説明を行い、利用者の納得を得る(インフォームド・コンセント)ための仕組みを構築する。</p> <p>(具体策4)</p> <p>施設サービスについて標準化(マニュアル化)し、安全かつ安定的なサービスを提供する。</p> <p>(具体策5)</p> <p>施設内研修の充実及びその業務、日常業務を通じた技術向上のための体制をつくる。</p> <p>(具体策6)</p> <p>ICT機器導入を図り、労働職場の改善及び職員の労働条件の改善を図る。</p>
<p>イ 健康管理及び日常生活の維持</p>	<p>「趣旨」</p> <p>施設利用者の健康管理の強化及び生活施設として専門性の充実及び日常生活の不断な継続により、良質なサービス提供を行えるよう体制を整える。</p> <p>(具体策1)</p> <p>感染症、難病、認知症等への専門的ケアの体制をつくる。</p> <p>(具体策2)</p> <p>施設利用者の個別性を重視した生活を確保する。(グループケアユニットの実施)</p> <p>(具体策3)</p> <p>蓄積された過去の感染症等の事例研究により、施設に適した独自の対応マニュアルを作成する。</p> <p>(具体策4)</p> <p>感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する。</p> <p>(具体策5)</p> <p>災害発生時に備え事業継続計画を策定し取組の強化を図</p>

	る。
ウ. 地域福祉貢献	「趣旨」 ボランティアを受け入れ、地域交流の促進を図る。
	(具体策1) ボランティア及び実習生を積極的に受け入れ、地域開放による地域住民との交流を促進するための担当組織や専門職員（コーディネーター）を設置する。 (具体策2) ボランティア及び実習生の指導及び育成を図る。 (具体策3) 在宅介護を行っている地域住民に対し介護技術を助言・援助する。 (具体策4) 地域住民に対し介護予防対策を実施する。 (具体策5) 地域住民への学習体験を実施する。 (具体策6) 地域住民参加型のイベント等を開催する。
エ 退所時支援	「趣旨」 施設利用者の在宅復帰等を支援する。
	(具体策1) 施設利用者にカウンセリングを行い、適当な在宅復帰策の検討及び区市町村との調整を行う。 (具体策2) 退所後の継続的な見守りや施設の行事への参加など生きがい活動を支援する。 (具体策3) 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者との連携を図り、退所後の在宅プラン・アフターケアの充実を図る。 (具体策4) 他の介護保険施設等と協定を締結すること等によって連携を図り、適切な退所時の支援をする。 (具体策5) 退所後の受入れ家族に対し事前啓発活動を充実する。
オ 介護職員処遇改善	「趣旨」 開かれた職場を目指し、従業員の負担軽減策を策定し、従業員

	<p>の負担軽減を図る。（職場環境、処遇の改善）</p> <p>（具体策1） 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p> <p>（具体策2） 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</p> <p>（具体策3） 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</p> <p>（具体策4） 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p> <p>（具体策5） 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</p> <p>（具体策6） ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>（具体策7） 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</p> <p>（具体策8） 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</p> <p>（具体策9） 中途採用者（他産業とからの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</p> <p>（具体策10） 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</p> <p>（具体策11） 職員の増員による業務負担の軽減</p> <p>（具体策12） 非正規職員から正規職員への転換を図っている。</p>
--	---

	<p>(具体策 13)</p> <p>働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</p>
カ 業務継続計画策定	<p>「趣旨」</p> <p>自然災害・感染症等の不測の事態が発生した場合に備え、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させないための方針・体制・手順等を業務継続計画として定めておくことで介護サービスの安定供給を図る。</p> <p>(具体策 1) 自然災害・感染症対策における業務継続計画を定めておくこと。</p> <p>(具体策 2) 定期的な研修及び訓練の実施</p> <p>(具体策 3) 定期的な BCP（業務継続計画）の見直し</p>
キ 高齢者虐待防止措置	<p>「趣旨」</p> <p>高齢者虐待の防止に関する委員会の設置、指針の整備等を推進し、 高齢者の人権擁護を図る。</p> <p>(具体策 1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的開催する</p> <p>(具体策 2) 高齢者虐待防止に関する指針の整備</p> <p>(具体策 3) 高齢者虐待防止に関する研修を年 2 回実施</p> <p>(具体策 4) 虐待防止に関する担当者の選任</p>

付表 1 - 1

評価加算 「医療対応強化支援加算」の補助金額

1 夜勤看護職員配置加算

(単位：千円)

配置状況等	補助金額
令和6年(2024年)3月中の夜勤時間帯の間、常時、看護職員を1名以上配置している、または施設内に看護職員が不在の時間帯の間、常時オンコール体制をとっている。	100

(注) 夜勤時間帯とは、午後10時から午前5時までを含む連続する16時間で、施設で任意で定める時間とする。

2 配置医勤務時間加算

(単位：千円)

配置状況等	補助金額
令和6年(2024年)3月中の配置医(非常勤を含む)を配置している。または、施設内に配置医師が不在の時間帯の間、常時オンコール体制をとっている。	100

3 看取り対応加算

(単位：千円)

対応状況等	補助金額
看取り介護指針の作成、医師・看護職員の体制及び連携、年2回以上の研修実施、看取りを行う環境を整備している。	100

付表1-2

評価加算 「努力・実績加算」の補助金額

- 1 以下の(1)～(23)の項目について、令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)における各施設の実績により、各施設が獲得したポイントの合計数に1ポイント当たりの単価を乗じた額を加算する。

ポイントの項目及び指標数字

	項目	指標数字	ポイント数
1		有資格者の割合 令和6年(2024年)4月1日時点において、介護職員における介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修(平成25年3月31日以前に訪問介護員養成研修1級と2級を修了した者、平成24年3月31日以前に介護職員基礎研修を修了した者を含む)の資格を有する職員の占める割合が、常勤換算で70%以上	3
2		介護・看護職員の増配置(2:1) 令和6年(2024年)4月1日時点において、介護・看護職員の配置が、入所者2人に対して常勤換算で1以上(2:1以上配置→入所者100名の場合50名以上を配置)	2
3	サービス提供体制等 人材確保・ 定着・育成	職員定着率の向上 令和6年(2024年)4月1日時点において、令和5年(2023年)4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が〇%以上(70%:2ポイント 85%:4ポイント)	4
4		従業員の働きやすい環境 外国人労働者がいる場合、外国人特有の事情に配慮した就業環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて働きやすい環境整備をしている。	1
5		ユニット管理者研修の受講 ユニットケアの質の向上の為に体制の確保の観点から、ユニットケア施設管理者研修の受講をしている。	2
6		介護現場の生産性の向上の為に委員会の実施 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、入所者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境整備のため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を実施している。	2
7		業務改善 ①業務改善マニュアルや業務フローを作成し、その内容を職員に周知している。	

			②職場環境の整備のために5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を行っている。 ③作業分析を通して、役割分担及びシフトの見直しを適宜行っている。	3
8	サービス提供体制等	介護事故防止の取組み	介護事故防止の研修を定期的実施し、かつその内容を職員に周知している。	2
9	人材確保・定着・育成	ICT 機器導入による介護職員の軽減負担及び業務の効率化	離床アシストベッド、褥瘡予防機器、離床センサー、20万円以下の簡易装着型移乗アシストスーツ、コミュニケーションロボ、排泄検知センサー、記録用デバイス端末の導入、その他の ICT 機器を導入し、効率化を図っている。	2
10		職場におけるハラスメントの防止・職員のメンタルヘルスケア	職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じている。 職員のメンタルヘルスケアの実施をしている。	2
11		TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言	「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業」の宣言職場として登録している。	1
12	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	令和6年（2024年）4月1日時点で身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等）を1人以上受け入れている。	1
13		要介護度の改善	令和6年（2024年）4月1日時点で身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等）を1人以上受け入れている。	2
14		協力医療機関	①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。 ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。	2
15		新興感染症	新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めている。 協力医療機関が第二種協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応	2

			について協議を行っている。	
16		自治会等との 防災訓練の実施	災害時の支援に関する協定を区市町村、自治会又は近隣の特養等と締結した上、施設が主催する防災訓練を連携して実施している。 ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「事業継続計画に基づく訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	2
17		口腔・栄養アセスメントの実施	口腔アセスメント及び栄養アセスメントを実施し、関係職種の間で情報共有と情報活用を行い、利用者の健康管理に努めている。	2
18		認知症ケアへの取り組み	認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を一名以上配置しており、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。	2
19	地域社会への 貢献等	ボランティアの受入れ	令和6年度（2024年度）中に年間35日以上ボランティアを受け入れている。	1
20		社福軽減の実施	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、令和6年（2024年）4月1日時点で利用者負担額の軽減を実施している。	1
21		学習機会の提供及び 介護の魅力発信	学校教育法第1条に定める「学校」または児童福祉法第7条に定める「児童福祉施設」の授業または活動の一環として、職場体験等により児童・生徒及び幼児等を受け入れている。	1
22	施設経営の 努力	サービス活動収益の 改善	事業活動計算書の拠点区分のサービス活動増減の点検により収支がプラス	2
23		経常収益の確保	事業活動計算書の拠点区分の経常増減差額の点検により収支がプラス	2

〔施設ごとの加算額=当該施設の獲得ポイント×1ポイント当たり50,000円〕

※算定方法の性質上、ポイント単価確定後の協議は認めない。

付表2

「サービス評価・改善計画加算」の補助額

別表の「利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備」の「3 サービス評価・改善計画加算」については、サービスの質の向上に向けた次の事業を対象とする。

1 事業の種類	2 補助額	3 実施内容	4 公表方法等
「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	300,000 円	福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」(平成24年9月7日付24福保指指第638号)に規定するものをいう。以下同じ。)を受審し、結果の公表を行う。 加えて、別に定める様式によりサービス改善計画・実施状況の作成・公表を行う。	1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 八王子市のホームページで公表するほか、「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」(平成24年9月7日付24福保指指第638号)に定めるとおりとする。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式(様式1)」により、改善計画は令和7年(2025年)3月31日時点のものを同年4月30日までに、実施状況は令和7年(2024年)4月30日時点のものを同年5月31日までに作成し提出する。 作成後、様式1を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。
「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000 円	福祉サービス第三者評価における利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施及び結果の公表を行う。参考の方法は別紙のとおり。 加えて、別に定める様式によりサービス改善計画・実施状況の作成・公表を行う。	1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式(様式1)」により、改善計画は令和7年(2025年)3月31日時点のものを同年4月30日までに、実施状況は令和7年(2024年)4月30日時点のものを同年5月31日までに作成し提出する。 作成後、様式1を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。

※ 原則、実施すること。なお、令和6年度(2024年度)に「福祉サービス第三者評価」及び「利用者に対する調査」のいずれも行わなかった場合、別に定める補助金の減額事由に該当することがある。様式1は、市に提出し、八王子市のホームページにおいて広く公表する。

別記

補助金交付の条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

市長は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、市長の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき

(3) 状況報告

法人は、市長の求めがあったときは、補助事業の遂行の状況を書面により報告しなければならない。

(4) 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける法人は、交付対象施設の運営に当たって、別紙に定める「交付対象施設の運営上の留意事項」を遵守するものとする。

(5) 財産処分の制限

ア 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。

イ 法人が市長の承認を受けてアの規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

ウ 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

交付対象施設の運営上の留意事項

社会福祉法人は、交付対象施設の運営等に当たっては、次の各項に留意し、遵守するものとする。

1 適正な運営の確保

- ア 交付対象施設の運営等に当たっては、法令等の規定に従うことはもとより、行政指導にも基づき、利用者の要望に応える安心と信頼あるサービスの提供を行うこと。
- イ 利用者の要望に的確に応えるため、サービスの自己評価の実施や、苦情やトラブルに対する仕組みを構築するとともに、これらの積極的な情報公開を行うこと。
また、福祉サービス第三者評価を原則として受審すること。
- ウ 交付対象施設については、介護保険制度のもと、早急に、社会福祉法人の独自性ある施設経営全般の改革を行い、より効率的かつ安定的な自立経営に取り組むこと。
- エ 施設の経営責任を明確にし、社会福祉法人の性質に見合った役員報酬、給与とするなど、適切な資金運用を行うこと。

2 職員の配置

交付対象施設は、「八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第44号）」（以下「基準条例第44号」という。）、「八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第62号）」（以下「基準条例第62号」という。）及び「八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第17号）」（以下「基準条例第17号」という。）がその運営の基本となるが、このうち、基準条例第44号においては、第48条第1項を、基準条例第62号においては第3条の基準を、基準条例17号においては、第130条を特に遵守しなければならない。また、併せて平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」についても同様とする。